

まん延防止等重点措置の延長に伴う 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の概要

令和3年5月28日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

※ 詳細は、県ホームページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（5月28日）」

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti38.html>

区域及び期間

(1) まん延防止等重点措置を講じるべき区域（措置区域）

東葛地域（市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市）及び千葉市

(2) 期間

令和3年6月20日（日）まで

県民の皆様へ 【法24条⑨】（県内全域）

○ 不要不急の外出・移動は自粛。特に、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。買い物は、混雑時を避け、出かける人数は最小限としてください。

○ 基本的な感染対策を徹底。「3つの密」を避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒」をお願いします。

○ 飲食時は黙って食べましょう。

○ 会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

○ 同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

○ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

○ 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

○ 飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

事業者の皆様へ

(1) 県内の全ての事業者等の皆様へ（県内全域）【法24条⑨】

○ テレワークや、ローテーション勤務等を更に徹底してください。

○ 職場においては、感染防止のための取組を徹底してください。

（マスクの着用、手洗いや手指消毒、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知してください。

○ 飲食につながる会合は、自粛してください。

○ 職場や店舗等では、業種別の感染拡大予防ガイドラインを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示等により、県民にわかりやすく公表してください。

法：新型インフルエンザ等対策特別措置法
施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(2) 事業者（飲食店等及びその他の施設）の皆様へ

措置区域

○ 飲食店等

| 施設の種別 | 要請の内容 |
|---|---|
| 飲食店等 （「飲食店*1」・ 「遊興施設*2」 のうち、食品 衛生法におけ る飲食店営業 許可を受けて いる店舗）」 | <p>【法31条の6①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 別表1の感染防止対策の徹底 <p>【法24条⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する |

○ その他の施設

| 施設の種別 | 要請及びお願いの内容 |
|--|---|
| <p>施行令11条施設 （Ⅰ）イベント関連施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、演芸場、映画館 集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ホテル又は旅館 （集会の用に供する部分に限る） <p>（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど 博物館、美術館など（図書館を除く） | <p>【1,000㎡超：法24条⑨】 【1,000㎡以下：お願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない （ただし、イベントの開催の場合は21時まで可） <p>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 別表1の感染防止対策の徹底 <p>【お願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（別表2参照） |
| <p>施行令11条施設 （Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く） サービス業を営む店舗 （生活必需サービスを除く） | <p>【1,000㎡超：法24条⑨】 【1,000㎡以下：お願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 別表1の感染防止対策の徹底 <p>【お願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（別表2参照） |

○ 飲食店等

| 施設の種別 | 要請の内容 |
|--|---|
| 飲食店等 （「飲食店 ^{*1} 」・ 「遊興施設 ^{*2} の うち、食品衛生 法における飲食 店営業許可を受 けている店舗）」 | 法24条⑨ <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 別表1の感染防止対策の徹底 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する |

○ その他の施設

| 施設の種別 | お願いの内容 |
|---|---|
| 施行令 11 条施設 （Ⅰ）イベント関連施設等 <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、演芸場、映画館 集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ホテル又は旅館 （集会の用に供する部分に限る） （Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設 <ul style="list-style-type: none"> 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど 博物館、美術館など（図書館を除く） | お願い <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない （ただし、イベントの開催の場合は21時まで可） ※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 別表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理（別表2参照） |
| 施行令 11 条施設 （Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設 <ul style="list-style-type: none"> 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く） サービス業を営む店舗 （生活必需サービスを除く） | お願い <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 別表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理（別表2参照） |

| 施設の種別 | お願いの内容 |
|---|---------------------------------------|
| 上記以外の施行令 11 条施設 (Ⅰ) 幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等 | 【お願い】 ・ 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること |
| 上記以外の施行令 11 条施設 (Ⅱ) 図書館 | 【お願い】 ・ 感染防止策の徹底、入場者の整理等 |

※ 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、(1) 事業者の皆様へに記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

※ 施行令 11 条施設 (Ⅰ) イベント関連施設等、(Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

別表1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
 - ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
 - ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 人と人とが対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができきる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 飲食をする場においては、極力、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
 - ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、可能な限り従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「入場するにはマスクの着用をお願いする」「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いいたします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない。）をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

別表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(3) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【法24条⑨】

期間：令和3年6月30日まで

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。
- 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。
 - ・ 5,000人以下
 - ・ 上記人数要件に加え、大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては収容定員の50%以内の参加人数とすること。

※ 上記の人数制限の基準は、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(4) イベント主催者の皆様へ（県内全域）【お願い】

期間：令和3年6月30日（水）まで

- イベントの開催時間は、21時までとしてください。
（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

※ 上記の時間制限の基準は、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。